

記者発表・資料配布				
月 日	担当部局課名	連絡先	担当課長名 (担当班長名)	その他配布先
9月5日(月)	環境部自然・鳥獣共生課	内線 3341 078-362-9084	森田 直子 (西住 真則)	

令和4年度兵庫県環境審議会鳥獣部会（第1回）の開催について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）に基づく、ツキノワグマの狩猟禁止の制限的な解除について審議を行うため、兵庫県環境審議会鳥獣部会を下記により開催します。

なお、会議は公開されるので、希望者は別に定める要領に従い、傍聴することができます。

記

- 1 日 時 令和4年9月12日(月) 午後1時30分～午後3時まで
- 2 場 所 ラッセホールホール5階 ハイビスカス
(神戸市中央区中山手通4丁目10-8)
- 3 審議事項 (1) ツキノワグマの狩猟禁止の制限的な解除について
- 4 会議の傍聴について
会議の傍聴は兵庫県環境審議会傍聴要領に基づいて取り扱われます。
なお、傍聴要領の概要は次のとおりです。
 - (1) 傍聴人の定数は10名です。
 - (2) 傍聴を希望する方は、会議の当日、審議会の開会予定時刻の30分前までに、受付で住所、氏名を申し出てください。
 - (3) 傍聴を希望する方が、開始予定時刻の30分前の時点で定員を超えた場合には、抽選を行います。
なお、開始予定時刻30分前の時点で定員を超えない場合については、開会予定時刻まで先着順で傍聴を認めます。
 - (4) 傍聴者は、傍聴証の交付を受け、これを着用してください。
 - (5) 傍聴者は、兵庫県環境審議会傍聴要領に定める規程を遵守し、事務局職員の指示に従ってください。
 - (6) 会議開会後の入場は認められません。
 - (7) 報道関係者については、(1)～(4)に関わらず傍聴は可能です。
 - (8) 写真の撮影等については、審議会の許可を受ける必要があります。

参 考

別添「兵庫県環境審議会傍聴要領」